

別紙 1

運動の習慣化に向けた運動教室仕様書

1. 業務概要

本業務は多様化する町民のライフスタイルや運動・スポーツに対するニーズなどを的確に把握し、多世代の町民が継続して参加できる魅力ある運動プログラムを提供することにより、町民の運動機能及びヘルスリテラシーの向上を目的として実施するもの。

2. 対象者

原則として、町内に在住、在勤、または在学する者を対象とする。

また、定員に余裕がある場合は、町外の受講者を受け入れることは差し支えない。

3. 定員

1教室あたり30人とする。ただし、中央公民館和室を使用する教室は15人とする。

4. 開催場所

町が指定した公共施設（別紙2「美里町運動教室開催場所等一覧」のとおり）

5. 業務内容

(1) 受講者の募集・受付等

① 受講者の募集の広報は、町発行の広報紙で行う。掲載する内容（各教室の内容、開催日時、会場、募集人数等）は町と協議の上、決定すること。

② 広報紙は毎月1日（通常版）及び15日（お知らせ版）に発行し、原稿の作成期限は発行日の1か月前であることを考慮した募集計画とすること。

③ 町が受付業務を行い、受講者名簿を作成する。

(2) プログラムの企画

実施するプログラム内容は、町と十分協議を行い、町の現状や多様化する町民のライフスタイルや運動・スポーツに対するニーズなどを踏まえた上、初心者から経験者まで、また子どもから高齢者まで幅広く参加できるよう配慮したプログラムを10種類以上開催すること。各教室のターゲットや実施内容がわかるよう提案すること。

なお、教室の開催可能な場所、時間等は、別紙2「美里町運動教室開催場所等一覧」とする。

(3) 教室の開催期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間で、広報の原稿作成時期と教室開催までの募集期間を考慮し、適切な時期に開始すること。

(4) 教室の開催日時等

- ① 1回あたりの開催時間（準備・片付けは含まない。）は原則60分とし、開催する場所、曜日及び時間帯は、別紙2「美里町運動教室開催場所等一覧」の中から提案すること。
- ② 町民の運動習慣の定着を図るため、原則、各教室は1週間に1回または2週間に1回開催し、通年実施すること。また、各教室の曜日及び時間は固定とすること。
- ③ 開催時間、曜日、時間帯について、より多くの受講者を集めるための提案がある場合は、町と受注者で協議の上、決定すること。

(5) 受講料

受講者から受講料は徴収しないこと。

(6) 教室当日の出欠確認

町が作成した受講者名簿を使用し、教室当日に受講者の出欠確認を行うこと。

(7) アンケートの実施及び集計業務

町民ニーズを把握し、教室の改善に役立てるため、令和7年12月～令和8年1月に受講者全員に対しアンケートを実施・集計した上で、町に報告すること。なお、アンケートの実施方法については、町と協議の上、決定すること。